

ハイライト:

・後期高齢者医療制度について解説します

2008年3月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

ご挨拶	1
後期高齢者医療制度	1
その他保険制度の改正	2

ご挨拶

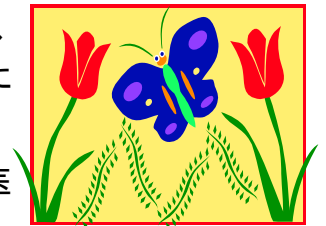
まもなく待ちこがれていた春の到来となりますが、花粉症の方には辛い季節となります。体調管理には気をつけたいですね。

第33号では、今年の4月から始まる後期高齢者医療制度等について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



後期高齢者医療制度 (T_T)

これまで高齢者の方々の間で、加入する医療制度によって保険料を負担する人と負担しない人があり、また市町村によって保険料に高低がありました。新しい制度においては、高齢者の方々が皆、負担能力に応じて保険料を支払うこととなります。

<適用> 平成20年4月より

<被保険者(=対象者)>

- ①75歳以上の方(75歳の誕生日から資格取得)
- ②65~74歳で一定の障害の状態にあることにつき、認定を受けた方(認定日から資格取得)

<対象者の保険料>

国民健康保険に加入していた方やサラリーマンで健康保険の被保険者であった方



国保や健康保険の保険料から後期高齢者医療制度の保険料に切り替わります。*

健康保険や共済組合の被保険者の扶養者であった方



従来は負担0でしたが、新しく保険料を支払うこととなります。

* 加入している制度から資格喪失した場合、75歳未満の扶養されている方も被扶養者ではなくなるため、新たに国民健康保険等に加入することとなります(例:76歳のご主人が現在健康保険に加入、70歳の妻がその被扶養者の場合は、今回の改正でご主人は後期高齢者医療制度に移行しますので、妻は新たに国民健康保険に加入する必要があります)。

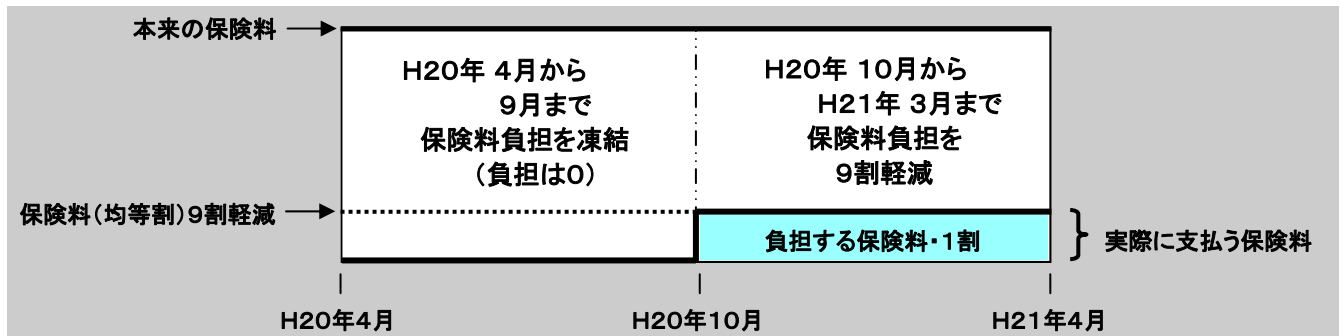
○保険料は、対象者各人の所得に応じて負担する分(所得割)と対象者各人が等しく負担する分(被保険者均等割)の合計額となります。

○どんなに所得の高い人でも、年50万円が最高になります。

○所得割の率や均等割の額は各々の都道府県の医療の給付に応じて2年ごとに条例で決められます。

○保険料は原則として年金から徴収されます。但し年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料を合計した金額が年金額の2分の1を超える方については、年金からの徴収は行われず、納付書や口座振替等により納付することになります。

○制度加入直前に被保険者の被扶養者であった方の保険料については、以下の特別対策が実施される方針となっています(保険料の急な負担は負荷が重いため)。



<対象者の医療費負担>

○医療費の窓口では、現行の老人保険制度と同様、かかった費用の1割(現役並み所得者の方は3割)を医療機関に支払います。

○高額療養、高額介護合算制度が新たに設けられ、同一世帯の被保険者において医療保険の患者負担と介護保険の自己負担の両方が発生している場合、合計額に関し年額での上限が設定されます。

<ポイント>それなりにお金を持っている高齢者に相当の負担をしてもらい、きたる高齢化社会に対応していこうという施策の一環です。対象者に該当しない世代には、当制度創設による保険料追加負担等の影響はありません。

その他保険制度の改正

○介護保険料 (^o^)

介護保険料の料率が平成20年3月分(4月支給の給料控除分)から1.23%→1.13%へ変更されます。

○医療費自己負担割合の改正 (^o^)

平成20年4月~21年3月まで、70~74歳の方(現役並み所得者を除く)の自己負担割合が1割のまま据え置かれます。

現在3歳未満の乳幼児については医療機関にかかった時の自己負担割合が2割となっていますが、対象を3歳未満の乳幼児→小学校入学前までと拡大されます。

○平成20年4月より、生活習慣病予防を目的として、特定健康診査(メタボリックシンドロームに着目した検診)、特定保健指導が始まります。

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい

[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。